

災害対策を理由とする「国家緊急権」の創設に反対する会長声明

現在、災害対策を理由の一つとして、憲法改正によって緊急事態条項すなわち「国家緊急権」を新設することが、与党自由民主党をはじめとする超党派で議論されている。

ここに「国家緊急権」とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限のことである。

国家緊急権は、立憲的な憲法秩序を一時的にせよ停止し、権力集中と強化を図って危機を乗り切ろうとするものであるから、立憲主義を破壊する大きな危険性をもつものである。

ところで、現行法制における災害対策についてみると、既に日本の災害法制は精緻に整備されている。例えば、非常災害が発生した場合、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し（災害対策基本法105条）、生活必需物資等の授受の制限、価格統制等を決定できるほか（同法109条）、地方公共団体等に必要な指示ができるなど（大規模地震対策特別措置法13条1項）、内閣総理大臣への権限集中を定めた規定が既に存在する。また、防衛大臣が災害に際して部隊を派遣できる規定もある（自衛隊法83条）。

東日本大震災の政府の初動対応は極めて不十分であったが、それは既存の法制度の不備によるものではなく、災害対策に関する事前の備えを怠り、上記の法律を十分に活用できなかったところに最大の原因がある。福島第一原発事故とその後の対応についても、安全神話のもと、事故に備えた事前の準備がなされていないことによるものである。

以上からすれば、既に制定されている法律を適切に用いることで災害に対処することは十分可能であり、あえて立憲主義を脅かす「国家緊急権」を新たに創設する必要は全くない。

当会は、2011年の東日本大震災、2012年のつくば市北条地区を中心とする竜巻被害等、死者を伴った災害に見舞われた被災地の弁護士会として、これまで法律相談をはじめとする被災者支援活動を行ってきた。その中で、被災者の救済と被災地の復興のために何よりも必要なのは、憲法改正によって政府に権力を集中させる制度を創設することではなく、むしろ事前の災害対策と人権保障を最優先とした救済であり、地域の実情等に応じたきめ細かな対応であることを実感している。それにもかかわらず、国家緊急権の創設によって権力を集中させようとするのは、大きく方向性を見誤っている。ましてや、国会議員の任

期延長などというのは、この改正を発議するのが国会であることからすると、お手盛りの感が否めないし、また、我が国が議院内閣制を採用していることからすると、時の政府において、政権維持のために濫用されかねない。

そもそも、明治憲法において存在した国家緊急権に関する規定を、我が憲法が全く置いていないのは、戦前に濫用されたことの反省等に基づくものである。

「国家緊急権」の創設は、このような歴史的経緯をも無視するもので、到底受け入れることはできない。

よって、当会は、災害対策を理由として憲法を改正し、「国家緊急権」を創設することに強く反対するものである。

2015（平成27）年6月10日

茨城県弁護士会

会長 木 島 千華夫